

○宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

平成15年3月31日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 情報技術による産業振興及び技術集積と市民及び企業の情報通信技術に関する知識並びに技術の向上を図ることを目的に、情報産業育成及び誘致機能、身体障害者授産機能、地域及び観光情報発信機能を付加した複合施設として宜野湾市情報産業振興施設を設置する。

(平24条例17・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 宜野湾市情報産業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宜野湾ベイサイド情報センター
- (2) 位置 宜野湾市字宇地泊558番地18

(事業)

第4条 宜野湾ベイサイド情報センター(以下「情報センター」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 情報通信関連産業の誘致及び集積による企業育成と雇用創出
- (2) 情報通信技術分野での新規事業、創業活動及び人材育成活動の支援
- (3) 身体障がい者の雇用の促進と生活の自立支援
- (4) 観光、地域情報等の受発信
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、情報センターの設置目的を達成するために市長が必要と認める事業

(平24条例17・全改)

(施設)

第5条 情報センターは、次に掲げる施設及び附属設備(以下これらを「施設等」という。)をもって構成する。

- (1) 支援施設
- (2) 研修施設
- (3) 企業入居用施設

(平24条例17・追加)

(開館時間)

第6条 情報センター(企業入居用施設を除く。)の開館時間は、9時から21時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(平24条例17・追加)

(休館日)

第7条 情報センター(企業入居用施設を除く。)の休館日は次のとおりとする。

- (1) 毎月第2日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) その他市長が特に必要と認めた日

(平24条例17・追加)

(使用の許可)

第8条 情報センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更するときもまた、同様とする。

2 企業入居用施設を使用する者は、市長の選定により許可を受けなければならない。

(平24条例17・旧第5条繰下・一部改正)

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

(使用許可条件)

第9条 市長は、前条の許可を与える場合において管理上必要な条件を付することができる。

(平24条例17・旧第6条線下)

(使用の制限)

第10条 市長は、使用許可申請を行う者が次の各号の一に該当するときは、施設等の使用を制限し、又は拒否することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのあるとき。
- (3) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 情報センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(平24条例17・旧第7条線下・一部改正)

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第8条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるときは、同条の許可を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可を受けた使用目的以外の目的に使用したとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (5) 使用料を納入期限までに納入しないとき。
- (6) 正当な理由なく長期間使用しないとき。
- (7) 情報センターの管理運営上支障がある行為をしたとき、又はそのおそれのあるとき。
- (8) 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。

(平24条例17・旧第8条線下・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平24条例17・旧第9条線下)

(使用期間等)

第13条 情報センターの施設等を使用する期間は、別表に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その限りではない。

(平24条例17・旧第10条線下)

(使用料の納付)

第14条 使用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平24条例17・旧第11条線下、平26条例25・一部改正)

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(平24条例17・旧第12条線下)

(使用料の還付)

第16条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平24条例17・旧第13条線下)

(使用者の義務)

第17条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(平24条例17・旧第14条線下)

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

(施設の改造等)

第18条 支援施設、企業入居用施設の使用者は、あらかじめ市長の承認を受けて、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 通信設備等に関する基盤整備及び撤去
- (2) 使用者が必要とする特殊な設備及び研究開発備品等の設置及び撤去
- (3) その他使用者が特に必要とするもの

2 前項に掲げる行為に要する費用は、使用者の負担とする。

(平24条例17・旧第15条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は第11条の規定による使用の中止を命ぜられたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(平24条例17・旧第16条繰下・一部改正、平26条例25・一部改正)

(使用者の責任)

第20条 使用者は、情報センターの使用にあたり、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平24条例17・旧第17条繰下)

(市の免責事項)

第21条 市は、次の各号に掲げる損害について、その責任を負わないものとする。

- (1) 第11条の規定により使用の許可の取消し又は使用の中止を命ぜられた場合の使用者が被った損害
- (2) 使用者が施設等を使用することにより発生した損害
- (3) 使用者が施設等の使用によって第三者に与えた損害

(平24条例17・旧第18条繰下・一部改正、平26条例25・一部改正)

(指定管理者による管理)

第22条 情報センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(平24条例17・追加)

(指定管理者の業務)

第23条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号、同条第2号、同条第5号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 情報センターの施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 施設等(企業入居用施設を除く。)の利用許可に関する業務
- (4) 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収、減免及び返還に関する業務
- (5) 施設等の利用の促進に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 市長が指定管理者に前項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第8条第1項、第9条、第10条、第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平24条例17・追加、平26条例25・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第24条 第22条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) その他市長が必要と認める書類
(平24条例17・追加)

(指定管理者の指定)

第25条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められる団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画書による情報センターの管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、情報センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、情報センターの設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(平24条例17・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が[法第244条の2第10項](#)の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定によりその指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責を負わない。

(平24条例17・追加)

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第27条 市長は、[第25条](#)により指定管理者の指定をしたとき、又は[前条第1項](#)の規定によりその指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(平24条例17・追加)

(利用料金)

第28条 [第22条](#)の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、[第14条](#)の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、[別表](#)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

4 指定管理者は、[前項](#)の規定により利用料金を定める場合には、情報センターの適切な管理に要する経費及び施設利用の見込みによる収入等に基づき算定し、類似施設及び市場価格と比較して均衡を図るものとする。

5 利用料金は、返還しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により使用することができないとき、その他指定管理者が必要と認めるときであって市長の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除することができる。

(平24条例17・追加)

(指定管理者による開館時間等の変更)

第29条 [第22条](#)の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、[第6条](#)の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て[同条](#)に規定する開館時間を変更し、又は[第7条](#)に規定する休館日を変更することができる。

(平24条例17・追加)

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第30条 指定管理者は、[宜野湾市個人情報保護条例\(平成13年宜野湾市条例第17号\)](#)29条の2の規定に基づき、保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

2 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい等により損害が生じたときは賠償の責を負う。

(平24条例17・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第31条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において[第26条第1項](#)の規定により指定を取消されたときは、その取消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 情報センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 情報センターの利用料金の収入の実績

(3) 情報センターの管理に係る経費の収支状況

(4) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者による情報センターの管理の実態を把握するために必要な事項

(平24条例17・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第32条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は[第26条第1項](#)の規定により指定を取消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平24条例17・追加)

(指定管理者の損害賠償)

第33条 指定管理者は、建物、附属設備、備品その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平24条例17・追加)

(規則への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平17条例22・旧第20条繰上、平24条例17・旧第19条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により使用の許可を受けているものは、なお従前の例による。

(準備行為)

3 市長は、この条例の施行の日前においても、第22条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成26年12月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市行政財産使用料条例、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市保健相談センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月23日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市立博物館設置条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

別表(第13条、第14条関係)

(平26条例25・令3条例20・一部改正)

- 1 宜野湾ベイサイド情報センター施設使用料

単位：円

区分		使用料		期間	備考
支援施設	身障者等勤労支援センター事務室	月額使用料	47,800	契約書に基づく期間	電気料・ネット通信料は使用者負担
	身障者等勤労支援センター作業室		84,400		
	インキュベートブース	1人当たり月額使用料	12,000		
研修施設	研修室	日額使用料	6,000	5日間以内	
		1時間につき	600		
	プレゼンテーションルーム	日額使用料	7,800		
		1時間につき	780		
	デザイン編集室	日額使用料	3,100		
		1時間につき	310		
企業入居用施設	ITオフィス3—1	月額使用料	134,600	契約書に基づく期間	電気料・ネット通信料は使用者負担
	ITオフィス3—2		298,300		
	ITオフィス3—3		56,700		
	ITオフィス3—4		69,900		
	ITオフィス3—5		55,400		
	ITオフィス4—1		134,600		
	ITオフィス4—2		298,300		

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例

ITオフィス4-3	186,100		
ITオフィス5-1	432,900		
ITオフィス5-2	186,100		

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
情報機器及びその周辺機器	1回1点につき	市長が規則で定める額
その他備品	1回1点につき	